

概要版

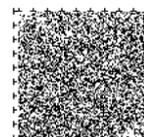
中 央 市

第3次障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

中 央 市
令和6年3月



1 計画策定の趣旨

我が国において高齢化率が右肩上がりでも推移しているように、障害者手帳所持者も増加傾向にあります。今後も障がい福祉サービス等、障がいがある人の生活を支えるための支援のニーズは高まっていくと思われます。しかし、障がいがある人は一人ひとり特性が異なることから画一的な支援では十分ではなく、一歩踏み込んで個々のニーズに応じられる支援を行っていく必要があります。また、障がいがある人の住み慣れた地域での生活を総合的に支援するためには、福祉や

保健、医療、保育、教育、就労、生活環境等の幅広い分野が連携す

るとともに、地域におけるあらゆる主体（地域住民や民間団体、ボランティア等）も巻き込んだ取組を推進していかなければなりません。

本計画、「中央市第3次障がい者計画」は、そのような障がいがある人への支援についての方向性等、障がいがある人への施策に関する基本的な事項を定めたものです。今後は、この計画に沿って、あらゆる主体が市内における障がい者施策を総合的・計画的に推進し、障がいがある人の生活を支えていきます。



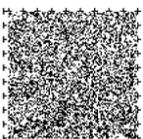
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法 第十一条第三項で定められている市町村障害者計画であり、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画です。

また、中央市第7期障がい福祉計画（市町村障害福祉計画）や中央市第3期障がい児福祉計画（市町村障害児福祉計画）は、本計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割を有しています。

さらに、本計画は、中央市の最上位計画である「第2次中央市長期総合計画 後期基本計画（令和4年度策定）」や「中央市第3次地域福祉計画（令和3年度策定）」をはじめ、市の関連計画との整合を図り、市における複数の分野が同じ方向性で福祉施策を進められるように努めています。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第3次障がい者計画	中央市 第7期障がい福祉計画	中央市 第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条第1項）	児童福祉法（第33条の20第1項）
位置づけ	障がいがある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	6年間	3年間	3年間
	令和6年度～令和11年度（自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度）	令和6年度～令和8年度（平成18年度より、3年を1期として策定）	令和6年度～令和8年度（平成30年度より、3年を1期として策定）

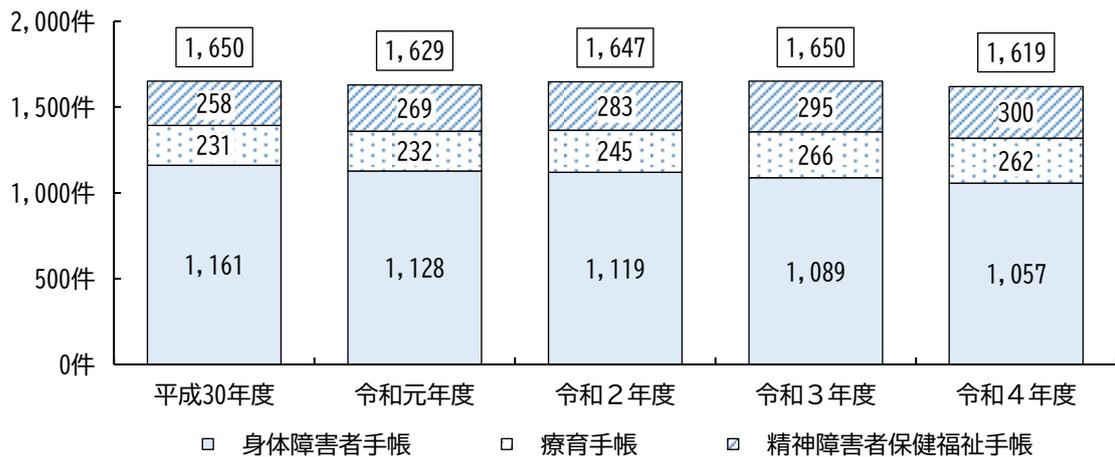


3 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度～令和11年度の6年間とします。計画の最終年度である令和11年度に計画の見直しを予定しています。

ただし、社会情勢や障がいがある人を取り巻く環境に大きな変化があり、計画の見直しが適当と判断される場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

4 障害者手帳の交付件数



資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

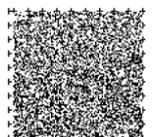
本市の障害者手帳の交付件数（重複含む）は、ほぼ横ばいで推移しています。「身体障害者手帳」は減少傾向にあるものの、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、国の『第5次障害者基本計画』及び本市の上位計画にあたる『中央市 第3次地域福祉計画』の基本理念を踏まえ、“障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、暮らすことができる共生社会の実現”として、障がいがある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。



障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現



6 基本計画

【基本目標1】ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり (広報・啓発／福祉教育／人権尊重・差別解消・虐待防止／福祉活動)



障がいがある人が地域での生活を継続するとともに、自らの能力を発揮することができる環境を整えるためには、地域における障がいの理解を深めることが最も大切です。そのため、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発や福祉教育に注力するとともに、障がいを理由とする差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進に努めます。

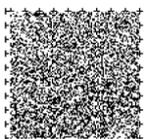
また、障がい者団体やボランティア団体等への支援や地域における交流事業を充実し、障がいがある人が地域とつながり続けられる体制づくりを行います。そして、障がいの有無でその人となりが判断されることなく、ひとりの人としての付き合いを通じて、その人が持つ人格や個性が尊重される地域を目指します。

	主要施策
(1) 障がいがある人とない人の相互理解の促進	① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 ② 子どもの頃からの福祉教育の推進 ③ 地域での福祉教育の推進
(2) 差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進	① 差別の解消 ② 虐待の防止 ③ 権利擁護の推進
(3) 協働体制の整備	① 当事者活動の支援と障がいがある人の親への支援 ② 交流事業の推進 ③ ボランティア活動の育成と支援



成果目標

成果指標	現状 (令和4年度)	目指す方向性 (令和11年度)
① “共生社会”という考え方を「知っている」と回答した割合 (一般市民)	25.2%	増加させる
②障がいがある人への差別・偏見が「ある」と回答した割合	一般市民	15.5%
	身体障害者手帳所持者	24.0%
	療育手帳所持者	45.2%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	43.0%
		減少させる

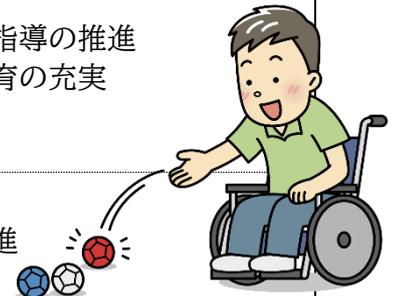


【基本目標2】自分らしさを学び、働き、社会に参加できる環境づくり (療育・教育／就労支援・経済的自立の支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動)

新しいことへの挑戦や多くの人とのふれあい、趣味の活動等は、日々の生活を豊かにします。また、自分が社会の一員であると実感することは社会的自我の獲得につながり、自分らしさをより高めることにもなります。しかし、障がいがある人の中には、障がいをもつ特性上、活動が制限されてしまう方も存在します。このような方も含むすべての方が、社会で多くの経験をすることができる環境づくりを進めます。教育や就労、社会参加の分野で障がいがある人の参加を支援します。できないからと諦めるのではなく、どのような工夫をしたら参加できるかを考え、より多くの障がいがある人が自分らしく活躍できる環境を目指します。

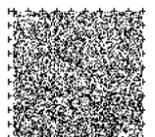


	主要施策
(1) 療育・保育・教育における支援の充実	① 早期療育の推進 ② 障がい児保育の推進 ③ 個々の状況に応じた適切な学習指導の推進 ④ 障がいに応じた適切な療育・教育の充実 ⑤ 就学期における教育の推進 ⑥ 発達障がい児支援の充実
(2) 雇用・就労及び経済的自立への支援の充実	① 一般企業への就職に向けた支援 ② 公共機関での障がい者雇用の推進 ③ 福祉的就労の充実
(3) 社会参加への支援の充実	① 社会活動、余暇活動に関する情報の提供 ② 生涯学習・文化活動の推進 ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④ 選挙権の行使に関する支援



成果目標

成果指標	現状 (令和4年度)	目指す方向性 (令和11年度)
①障害者優先調達法に基づく障がい者就労施設等からの物品等調達実績	52万円	増加させる
②山梨県 障がい者スポーツ大会／ 山梨県 障害者文化展への参加者数	障がい者スポーツ大会	3人
	障害者文化展	5人



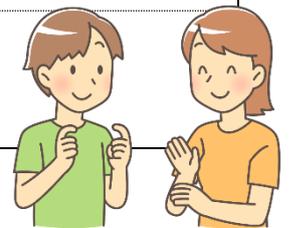
【基本目標3】心豊かに住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり (保健・医療／福祉サービス／生活支援)

障がいの中には、疾病が原因となることもあり、それを早期に発見して適切な治療につなげることで、悪化を予防することができるものもあります。そこで、健診や検診等の機会を活用して障がいの原因となり得る疾病の早期発見に努めるとともに、医療体制の確保に取り組みます。



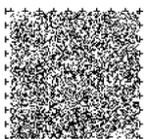
また、障がいがあっても住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、相談支援や経済的支援、外出支援、コミュニケーション支援の充実や情報アクセシビリティの向上、暮らしの場の確保等を進めます。このように障がいを理由とする様々な不安・不便の解消に努めることで、障がいがあっても住み慣れた地域での生活を続けることができる仕組みを目指します。

	主要施策
(1) 保健・医療の充実	① ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施 ② ライフステージに応じた健診・検診等の実施 ③ 地域医療体制の整備
(2) 障がいがある人の自立した生活をささえるサービスの充実	① 相談支援における適切なケアマネジメントの推進 ② 質の高いサービス提供に向けた支援 ③ 経済的支援の充実 ④ 難病患者の在宅福祉サービスの推進 ⑤ 移動手段の確保と移動・外出の支援の充実 ⑥ コミュニケーション支援の充実
(3) 入所者・入院者の地域生活への移行の推進	① 情報提供の充実 ② 相談体制の強化 ③ 広域的な連携による居住の場の整備



成果目標

成果指標		現状 (令和4年度)	目指す方向性 (令和11年度)
①相談体制の満足度で『十分』と回答した割合 *「十分」+「ほぼ十分」	身体障害者手帳所持者	40.8%	増加させる
	療育手帳所持者	40.0%	
	精神障害者保健福祉手帳所持者	31.0%	
②手話通訳者、要約筆記者の派遣回数		298回	増加させる



【基本目標4】 皆が安心・安全で快適に生活できるまちづくり (生活環境／行政等における配慮／防災・防犯)

日々の生活の基盤を支えているのは、安心・安全が守られた環境です。安心・安全が守られているからこそ、友人と過ごしたり、趣味活動や社会参加をしたりする等、人々は豊かな生活を送ることができます。そのため、移動や操作等に伴う困難さを軽減するためのユニバーサルデザインやバリアフリー化を引き続き促進します。

また、災害や犯罪による被害を最小限に抑えて緊急時に必要な支援を行えるように日頃から取組を実施し、障がいがある人に限らず、すべての人が安心・安全で住みやすいまちを目指します。

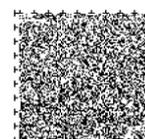


	主要施策
(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	① 住宅のユニバーサルデザイン化の支援 ② 公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 ③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進 ④ 道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
(2) 安心・安全の確保	① 防犯対策の充実 ② 緊急・災害時に向けた支援体制の整備 ③ 防災対策の充実



成果目標

成果指標	現状 (令和4年度)	目指す方向性 (令和11年度)
①個別避難計画の作成	0人	増加させる
②地域の防災訓練に 「参加したことがある」と回答した割合	身体障害者手帳所持者	46.0%
	療育手帳所持者	20.0%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	26.1%



7 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知・啓発

本計画が広く市民に周知されることで、障がい福祉への関心を高めたり、障がいがある人への理解を深めたりすることができると考えられます。また、市民が主体的に障がいがある人への支援を行うことにも、期待できます。そのため、広報やホームページ、ガイドブック等の市民の身近な媒体や市のイベントや行事を通じて、本計画の周知・啓発に努めます。



(2) 推進体制の構築



障がいがある人一人ひとりの特性やライフステージ、本人や家族の希望等に応じたサービスを生涯提供するためには、福祉や保健、医療、保育、教育、就労、生活環境等の幅広い分野が連携して、総合的な取組を行っていくことが重要です。また、このような行政による対応だけでなく、地域における障がい者団体やボランティア団体、NPO法人、中央市社会福祉協議会、そして、市民が主体的にそれぞれの立場から障がい福祉の推進に努めることが必要となります。そこで、より効果的・効率的に障がいがある人の生活を支援することができるよう、行政と民間、市民が相互に連携し、本計画の推進に努めます。

(3) 計画の点検・評価

本計画は6か年計画ですが、計画期間を通じて障がいがある人のニーズに対応できる計画であり続けるため、定期的にPDCAサイクルによる点検・評価を行い、着実な施策・事業の実施に努めます。また、その点検・評価の結果や社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と判断された場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。



中央市 第3次障がい者計画 概要版

令和6年3月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301-1

TEL 055-274-8544 FAX 055-274-1125

